テレビ放送産業の現況と歴史的変遷

Current Situation and Historical Transition of the TV Broadcasting Industry in Japan

株式会社テレビ朝日 成城大学社会イノベーション学部教授 西田有希子 NISHIDA,Yukiko. 後藤康雄 GOTO, Yasuo

要旨:テレビ放送産業は、国民生活に重要な役 割を果たしており、また強力な規制下に置かれて いることなどもあって,経済学などの学術的な観 点からの注目度も高い。特に近年は、デジタル技 術の発達を背景に、地上波放送のデジタル放送へ の移行(地デジ化)などのテレビ業界自身の変革 と、インターネット放送局による映像配信など競 **合先の台頭が同時に進んでいる。本稿は、そうし** たテレビ放送産業の現況と歴史的な展開について 整理し、今後のさらなる分析の基礎を提供するこ とを目的とするものである。テレビ放送産業が現 在置かれている状況には、技術革新をはじめとす る様々な要素が関わっている。それらを正しく理 解するには、イノベーションを生み育てる側とし ての企業や国の取り組み, あるいはイノベーショ ンを受け入れる側の社会(マス)や個々人の受け 止め方といった、多面的な視点が欠かせない。激 変の過程にあるテレビ放送産業の展開は、社会全 体のイノベーションの貴重なケーススタディにな るであろう。

1953年に放送開始したわが国のテレビ放送産業は,2013年で60周年を迎えた。テレビ放送産業は,国民生活に重要な役割を果たしており,また強力な規制下に置かれていることなどもあって,経済学などの学術的な観点からの注目度も高

い。特に近年は、デジタル技術の発達を背景に、 地上波放送のデジタル放送への移行(地デジ化) などのテレビ業界自身の変革と、インターネット 放送局をはじめとする競合先の台頭が同時に進ん でいる。

本稿は、そうしたテレビ放送産業の現況と歴史 的な展開について整理し、今後のさらなる分析の 基礎を提供することを目的とする。

1. テレビ放送産業の現況

まずテレビ放送産業の現在の状況について,産業としての特徴が端的に表れるいくつかの側面から整理する。具体的には,テレビ放送産業をめぐる,(1)現在の市場概要,(2)参入障壁,(3)公共放送の概要,(4)放送行政,を概観する。

1-1 テレビ放送産業の市場構造と規模

テレビ放送サービスは、伝送(送信、電波)と 受信で成立する。伝送は放送局が行い、受信は(テレビ受像機メーカーが製造し、視聴者がそれぞれ 購入した)テレビ受像機で行う $^{1)}$ 。放送法及び電 波法では、放送は「公衆によって直接受信される ことを目的とする電気通信の送信 $^{2)}$ をいう(放送 法第 2 条)。」と定義されている。

テレビ放送産業は、伝送路の違いにより、大き

く地上(地上波),空中(BS, CS),地中(ケーブル)と分類することができる。地上は地上波放送,空中は衛星放送であり、人工衛星の出力の違

いから, BS (Broadcasting Satellites:放送衛星, 以下 BS) 放送と CS (Communication Satellites: 通信衛星, 以下 CS) 放送に分けられる³⁾。地中は

図表 1 わが国テレビ放送産業の市場概要

		チャンネル数/ 事業者数/売上高	視聴件数・世帯数	視聴時間・ 利用時間 (1日当たり・ 全国民平均)	年間家計支出	備考
テレビ	地上基幹放送	NHK2 +民放 4 程度 (東京は NHK2 +民放 6 +放送大学 1) 127 社 1 兆 9,522 億円 NHK 6,748 億円	5,027 万世帯 (2015 年 3 月末) 内,NHK 2,288 万世帯	199分		NHK 4,200 万世帯 スカパー JSAT 346.1 万世帯 WOWOW 275.6 万世帯 (インターネット視聴可能だが インターネット 単契約無) (2015 年 3 月末)
	衛星基幹放 送 (BS 放送お よび東経 110度 CS 放送)	NHK2 +民放 81 (2014 年 7 月 1 日) BS20 社 2,007 億円 CS23 社 761 億円	約 2,090 万世帯 (2014 年 8 月末) 内,NHK 1,911 万世帯 (2015 年 3 月末)	19分	放送受信料 (公共放送受信料 及び有料放送料金) 23,620 円 (2013 年 12 月末)	
	衛星一般放 送 (東経124 度・128度 CS放送)	民放 160 (2014 年 7 月 1 日) 7 社 893 億円	約 345 万世帯 (2014 年 8 月末)			
	有線テレビ ジョン放送 (ケーブル テレビ)	520 社 4,975 億円 (CATV 事業のみ)	約 2,918 万世帯 (2015 年 3 月末) ※	_		
 (参考) ラジオ放送		NHK3 +民放 2 程度 (東京は NHK3 +民放 5 +放送大学 1)	_	32分	_	_
(参考) インターネット		_	利用者数約 8,135 万人 (2013 年 12 月末) 内訳: 光 2,502 万件 DSL 470 万件 ケーブル 606 万件 FWA 1 万件 BWA 680 万件 携帯電話 3,876 万件	101分	インターネット接 続料 21,297 円 (2013 年 12 月末)	_

注:総務省(2015)「放送の現状」http://www.soumu.go.jp/main_content/000384300.pdf,WOWOW「加入件数推移」https://corporate.wowow.co.jp/ir/finance/subscriptions/スカパー JSAT「年度別加入件数推移」https://www.skyperfectjsat.space/ir/financial_data/shift/衛星放送協会「有料・多チャンネル放送契約数」https://www.eiseihoso.org/data/past_ydata.html 日本ケーブルテレビ連盟「ケーブルテレビ統計」https://www.catv-jcta.jp/p/service/statistics.html 2019 年 11 月 22 日最終アクセス

※ 再送信加入世帯数 79 万世帯を加えると, 2,997 万世帯

出所:総務省 (2015), 電通総研 (2015) をもとに筆者作成

ケーブルによる CATV(Community Antenna TeleVision:ケーブル放送,以下 CATV)である。ケーブルは難視聴地域で山頂等に共同アンテナを建て共同受信し多数のテレビ受像機へ配信するためのアンテナ,増幅装置,配線類の一式を指した。現在テレビに加え電話とインターネットのサービスも行う。

経営形態からは、民間放送(以下、民放)と公共放送である日本放送協会(以下、NHK)に分類される。NHK は受信料収入により運営され、民放は広告収入と視聴料収入により運営される。地上波放送と BS 放送は広告収入のみだが、WOWOW 等 BS 放送の一部と、CS 放送、CATVは主が視聴料収入、従が広告収入である。

図表1は、視聴世帯数と視聴時間と売上高である。売上高も視聴世帯数も視聴時間も、世帯普及率がほぼ100%である地上波放送が圧倒的に大きい。視聴者は、時間(1日24時間の中で、娯楽や情報取得に割かれる時間は限られる。テレビ視聴時間は睡眠、学業・仕事、家事に次ぎ長い⁴⁾)や家計(家計支出の中で情報関連支出は限られる。携帯電話など通信関連が近年増加した)の制約を受ける。近年、テレビ放送市場外からの圧力も高く(インターネット、スマートフォン、ゲーム等)、視聴者の時間(1日24時間)と家計支出をめぐり、競争が激化している。

1-2 参入障壁

テレビ放送産業には、規制をはじめ実質的な参入障壁が認められる。植草他 (2002) によると、Bain (1959) は、潜在的企業 (今後参入する可能性のある企業) の劣位性の原因を参入障壁と定義し、規模の経済性障壁、製品差別障壁、絶対的費用格差障壁をあげるが、植草他 (2002) は埋没費用障壁も加える。Stigler (1968) は、新規参入者のみが負担しなければならない絶対的費用格差障壁(現実に存在する新規参入企業と既存企業の費用格差)のみを参入障壁とみなす50。

テレビ放送産業において重要性が高いのは絶対 的格差障壁の中でも法的規制である。規制緩和は 社会的影響力を鑑み市場規模が小さい順に, 東経 124度・128度 CS 放送、東経 110度 CS 放送および CATV、BS 放送、地上波放送と行われた。 実際、新規参入は有料放送市場から行われ、1992年スカイパーフェク TV による CS 放送が開始され、1995年 CATV のジュピターテレコム社が設立された。そして、広告無料放送市場において、2007年 BS11 (ビーエスイレブン)、TwellV (トゥエルビ)が、既存の地上波テレビ局を株主として伴わずに放送免許を取得し、BS デジタル放送を開始した。地上波放送における新規参入はない。

外国資本の日本市場への参入意欲は高いといえよう。日本は長年にわたり米国に次ぐ GDP 世界2位の市場であった。当初は日本の映画配給会社への番組販売が主流であった。次に参入障壁が比較的低い CS 放送にて独自のチャンネルが展開され、MSK 基礎研究所(2002)も記すように、BS放送の一部時間帯で放送された。ここにきてインターネット経由のテレビ映像配信ビジネス(Hulu、NetFlix、Google-TV等)が注目されているが、従来と違い放送免許取得の必要がなく、参入障壁が実質上ないためといえよう(番組の著作権処理が国ごとに必要ではある)。このように、デジタル化は実質的な規制緩和をもたらし、小向(2012)のいう、放送という存在自体の揺らぎを生じさせているといえよう。

1-3 NHK

NHK は放送法により 1950 年に設置された特殊法人⁶⁾であり,総務省(旧郵政省)が所管する。放送法第 15 条に「公共の福祉のために,あまねく日本全国で受信できるように豊かで,且つ良い放送番組による国内基幹放送を行うとともに,放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い,あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする」と規定される。

NHKへの主な規制は図表 2 に示す通りである。 公共放送⁷⁾である NHK は国営放送と区別される が,予算・計画(受信料の月額含む)には国会承 認が,経営委員任命には国会同意と内閣総理大臣 任命が必要であり,政府(行政と立法)からの独 立性には自ずと制約がないとはいえないといえよ

図表 2 NHK への主な規制

		規制の機構と内容					
事項		 総務大臣	内閣	国会 会計検		関係条文(名称の記載のない条文は放送法)	
人事	経営委員会の委員	1903337 (12	内閣総理大 臣が任免	←両議員の同意	AFIXAIX	第31条	
77.4	会長・監査委員会		L (経営委員	第 52 条、42 条			
	収支予算	提出一		→ 承認			
	事業計画	†	(経由)			第 70 条、71 条	
	資金計画	意見					
財務	財産目録	提出 ———	→ 提出 —		→ 検査		
	貸借対照表		Г	▶ 提出		第 74 条	
	損益計算書		L				
	会計				検査	第 79 条	
	立行という口が			決定		第64条第1項、第3項	
五年小	受信料の月額	※収支予算承認により決		 忍により決定			
受信料	受信契約の条項	認可				規約	
	受信料免除の基準	認可				第 64 条第 2 項	
	業務報告書	提出───	(経由)	→ 報告		第 72 条	
	定款の変更	認可				第 18 条	
344 34 4	放送法に列挙された もの以外で、放送及 びその受信の進歩発 達に特に必要な業務	認可				第 20 条第 2 項第 9 号	
業務	関連団体等への出資	認可 ※収支予算、事業計画、資金計画の定めるところによる		第 21 条 放送法施行令第 2 条			
	外国人向け協会国際 衛星放送の業務委託 基準の策定・変更	届出				第 21 条第 3 項	
	国際放送(外国人向 け、在外邦人向け)	要請				第 65 条、67 条	
	放送に関する研究	命令				第 66 条	
放送	放送局の開設	免許、予備 免許				電波法第4条、9条、 12条	
施設	放送局の監督	監督(免許 の取消等)				電波法第6章	

出所:清水(2006)を筆者更新

う。総務大臣は NHK に対して国際放送の実施要請や,放送に関する研究を命じることができ,その費用は国が負担する。研究の拠点は NHK 放送技術研究所であり,NHK 放送技術研究所(2011)もうたう通り,放送技術分野を専門とするわが国唯一の研究機関として,伝送と受信をはじめとした分野でメーカーと共同開発が行われており,これまで高精細の画像で世界を驚かせたハイビジョン等が開発されてきた⁸⁾。

12人の経営委員で構成される経営委員会は、向後(2011)によると、毎年度の予算、事業計画、番組編集等 NHK が執行する基本計画を議決する NHK の最高意思決定機関であり、業務執行最高責任者である会長は経営委員会により任命される。放送法では中長期的な経営計画の策定自体は規定されていないが、急激なメディア環境の変化に対応するため最近は3年毎に目指すビジョンを明示する中期経営計画を策定してきた。経営計画と毎年度の事業計画は、経営委員会で任免される会長、副会長、理事により構成される理事会により執行される⁹。財務諸表は会計検査院の検査を経て国会に提出される(同第74条、第79条)。

受信料は、放送法第64条により「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない」と規定されるが、向後(2011)も述べる通り、放送法自体には受信料の支払義務は明文化されておらず、総務大臣の認可を受けてNHKが作成する日本放送協会規約で定めている。しかし、支払拒否者に対する罰則規定は、受信規約には設けられていない¹⁰。

報道機関として唯一,災害対策基本法の指定公 共機関に定められ,大規模な災害が起きた時は防 災情報を正確・迅速に伝える責務と防災計画策定 等の義務を負う。また,気象業務法第15条によ り「気象庁から気象警報等の通知を受けたNHK の機関は直ちに通知事項の放送をしなければなら ない」と定められている。

民放と NHK の二元体制については、民放との 競争は公共放送の規律や効率性を考える上で有益 と考えられ(小塚、2012; Fenn, Paton and Williams, 2009),春日・宍倉・鳥居(2014)によると,De Fraja and Delbono(1989)は公企業と私企業の混合寡占状態では公企業は消費者余剰を重視し寡占市場の過少生産が回避させるとしており,NHK は民放による競争市場の欠陥を補完しテレビ放送産業全体として番組の質の維持・向上に有効であるとする。しかし,公共放送の代替メディアが有料放送である場合には,公共放送の存在に意義を見出し難いともいわれており,公共放送の存在が望ましいか否かは前提条件に大きく依存することになる(春日,2012)¹¹⁾。

1-4 テレビ放送行政

GHQ (General Headquarters:連合国軍最高司令官総司令部,以下 GHQ)の政策として戦前の反省から戦後,電波三法体制(電波法,放送法,電波監理委員会設置法)により電波監理委員会が設置され(1952年吉田首相時に電波監理委員会は廃止され,郵政省所管となった),経済的規制は郵政省(その後総務省),社会的規制である内容規制は放送局の自主自律による運用が基本となった。これは世界でもめずらしい。規制の理由は「市場の失敗」の回避であり,多様性の確保,番組の質の維持・向上,広告過剰の回避が主な目的である。ちなみに,受信側であるテレビ受像機の所轄は通商産業省(その後経済産業省)である。

テレビ放送産業には、航空、船舶等と同様に、 個別業法(放送法、電波法)に基づく外資規制が ある。防災機関として位置づけられ、放送法の規 定及び災害対策基本法、国民保護法などによる指 定公共機関としての指定に基づいた災害報道が求 められる。

2. テレビ放送産業の歴史

あらゆる産業がそうであるように、テレビ放送 産業の現況は、今日に至る過去の歴史の上に成り 立っている。以下では、テレビ放送産業の歴史的 変遷について、(1) 戦後の大きな流れ、(2) 特に 技術革新の視点からのあらまし、(3) 地上波テレ ビ局設立の経緯、について概要をまとめる。

2-1 大局的な把握

わが国のテレビ放送産業の沿革については、まず地上波放送から始まり、その難視聴解消のために CATV がスタートし、衛星放送である BS 放送、CS 放送へと範囲が拡大していった。デジタル化は逆に、視聴者数の少ない CS 放送から始まり、BS 放送、地上波放送と順を追った。

わが国のテレビ放送産業は二元体制のもと、ま ず地上波放送が NHK (教育放送も最終的に NHK に収斂)と民放により全国展開され、その後、衛 星放送と CATV により、有料放送、多チャンネ ル化が進展した。春日他(2014)も述べるように、 地上波放送での二元体制により、NHK は民放だ けでは達成されない競争市場の欠陥を補完し(寡 占市場の過少生産回避)、民放は競争により NHK の効率を支えてきたともいえよう(春日, 2012)。 その後の衛星放送と CATV による多チャンネル 化は、競争市場における視聴者の満足の最大化に 貢献し、有料放送は質的差異を拡大した。有料放 送はコンテンツを公共財から私的財に変え、番組 の質の維持・向上、番組の多様性、そして Armstrong (2005) のいう広告過剰における市 場の失敗の緩和に貢献した。規制緩和と新規参入 も、CS 放送、CATV、BS 放送の順に行われた。

わが国のテレビ放送産業の沿革をみると、黎明期を支えた母体は戦後日本の政財界であり、先行メディア業界(ラジオ、新聞、出版、映画)である。なかでも新聞は発行部数増をめざしテレビに進出し、系列形成に関与してきた¹³⁾が、インターネットの隆盛により、広告市場における地位低迷等とともに影響力は低下傾向にある。このようにわが国のテレビ放送産業の現在そして未来を考えるためには、第二次世界大戦敗戦後の米国の影響や他メディア業界全体をにらみながら、メディアと国家と国民の関係等、歴史的背景や社会的位置づけを確認する視点も必要と考えられる。

2-2 技術革新の概観

テレビの歴史はデジタル化前においても技術革新の連続であった 14 。まず、伝送技術である。ラジオ(1925年スタート)からテレビ(1958年スター

ト)へ,白黒からカラー(1960年スタート)へ と劇的な変化を遂げた。そして衛星放送(1989 年スタート)である。

次に、番組制作技術の革新は大きく2つある。 民放連(1981) によれば、一つは VTR (Video Tape Recorder, 以下 VTR, 1958 年スタート) であり、生から録画へ、ドラマ制作等の番組制作 の効率を飛躍的に向上させ、演出手法の多様化に 貢献した。もう一つは1970年代からのENG (Electronic News Gathering, 以下 ENG) と 1980 年代からの SNG (Satellite News Gathering, 以下 SNG) であり、特に報道番組の機動性、速 報性、同時性を進化させた。テレビニュースは速 報性において当初ラジオに劣っていた。テレビは 音声に加え映像が必要であるためである。民放連 (1997) が記すように、ENG は、局外での取材を 簡便にできる機動性のある小型軽量カメラや VTR を使ってニュース取材を行うことを指す¹⁵⁾。 ENGによりフィルムカメラ(光学媒体)からビ デオカメラ(磁気媒体)に変わり、フィルム現像 や手作業による編集が不要となり、速報性が向上 した¹⁶⁾。また ENG は素材伝送において、オート バイ等の輸送手段を不要にし、取材現場の映像と 音声を電気信号として直接放送局に伝送すること を可能にし、速報性をもたらした。一方、伝送手 段としては、マイクロ波送信機 (Field Pickup Unit, 以下 FPU) と通信衛星 (SNG) がある。 直進性の高いマイクロ波は、途中が山やビルで遮 られる場合、FPU ではその準備(マイクロ波の 伝送ルートの構築) に時間と労力を要していが, SNG の導入はこれを一挙に解決し、事件・事故 現場からのテレビ中継の同時性を進化させた。ま た, FPU も小型化が進み, 車両やヘリコプター への搭載が可能となり、機動性が増し、生中継が さらに容易となった。

次にアナログからデジタルへの変換である。まず、通信産業においては、1993年にインターネットの商用利用がスタートした。有線通信において、送受信する信号をデジタル化することで、電話や静止画・動画伝送、データ通信など、さまざまなサービスを統合的に提供する電話網(Integrated

Services Digital Network: ISDN)が1988年から始まり1997年に完了した。一方,郵政省(1998)に記載があるが、1987年スタートした携帯電話機サービスの普及により周波数割当が逼迫した無線通信は、1993年にデジタル方式の携帯電話サービス(Personal Digital Cellular system: PDC)が開始し、1999年からインターネット接続サービスが可能になり、2000年にアナログ式携帯電話サービスが終了した。

テレビ放送産業では、1996年に CS 放送からデジタル化が開始した。民放連 (2001) の記す通り、そもそも CS 放送は 1989年の通信衛星打上に端を発する。当初通信利用だったが、放送利用が可能となったことで 1992年に CS アナログ放送 が開始した (1998年終了)。1996年に東経 128度 CS デジタル放送のパーフェク TV!が開始したが、東経 124度 CS 利用予定の放送前の J スカイ B を統合し、1998年に東経 124・128度 CS デジタル放送スカイパーフェク TV! (現在のスカパー!プレミアムサービス)がスタートした。ディレク TV は東経 128度 CS で 1997年に放送を開始するが 2000年に事実上スカイパーフェク TV!と統合され廃局となった。2002年東経 110度 CS デジタル放送が開始された18)。

BS 放送¹⁹⁾ は 1989 年に NHK がアナログ放送 を開始し、その後、日本初の民間衛星放送局 WOWOW が 1991 年に開局、2000 年には視聴世帯数は 1,000 万世帯を超えた。その 2000 年に NHK と地上波民放各社がテレビ受像機メーカー、新聞社、印刷会社等を株主に伴い BS デジタル放送を開始した。衛星放送の特徴は、広域性、経済性、離島等における難視聴解消に適している点である。

1955年にアナログ放送を開始した CATV は、1998年からデジタル放送を開始した。CATV は地上波放送の難視聴解消のために 1955年地方自治体が事業を始め(群馬県伊香保が初)、1963年岐阜県群上八幡で初の自主放送が開始した。多チャンネル放送、自主放送に加え、アナログからデジタルへ、そしてインターネットサービス、IP電話と次々と新サービスを搭載した。1993年に

有線テレビジョン放送事業の地元事業者要件の廃止, サービス区域制限の緩和がなされた。これと前後して1995年にアメリカの最大手MSO (Multiple System Operator, ケーブルテレビ統括会社)であったTCI (Tel-Communications, Inc.)と住友商事がジュピターテレコム(現在のJ:COM)を設立した。

アナログ放送からデジタル放送への転換は,多 チャンネル化,高画質化,双方向性等を可能にし た。さらに,データ圧縮技術の向上等により,限 られた周波数でも多くの情報伝達が可能になり, 文字データ放送,移動体受信等のサービスも始 まった。地上波デジタル放送ではワンセグ (携帯 電話・移動体端末向けの1セグメント部分受信 サービス)放送が始まり,チューナーを搭載した 携帯電話等でテレビ番組を視聴できるようになっ た。

そして現在,放送のネット同時配信(インターネット経由で番組を受信する方法)が検討されている。また,画質が現状の2Kより精細な4K・8K放送が,CS放送とBS放送の一部でスタートしたが,地上波放送での運用も検討が開始した。

2-3 地上波テレビ局設立の概要

民放連(1961)、(1981)、(2001)によると、「日本のテレビ放送の誕生には、戦後の GHQ 政策や、その後世界情勢が米ソ冷戦へと向かう中で「Voice of America」(米国宣伝のための海外放送機関)を提唱したムント上院議員が日本を反共政策の砦にと考えたことなどが影響している」。日本テレビ放送網²⁰⁾(以下、NTV)の初代社長正力松太郎の存在も大きい。

戦後の放送制度は、放送の民主化と政府からの独立を意図した1950年の電波三法体制(電波法、放送法、電波監理委員会設置法)で支えられていたが、1952年に吉田首相のもと、電波監理委員会廃止が決まり、電波監理委員会は「テレビ免許の方針と措置」(図表3)を表し幕を閉じた。この「テレビ免許の方針と措置」の、反独占、複数競争、自由な言論の保障という判断がその後の放送行政の基盤となっており、NHKと民放の二元体制が

示され、全国規模の経営が否定され、エリア別というラジオの考え方が踏襲された。実際、1953年のNHKとNTV、1955年の東京放送(以下、TBS)の開局後はラジオ兼営局へのテレビ放送免許交付が優先され、放送エリアはラジオ免許行政と同一ルールとなった²¹⁾。また、その後の特筆事項としては、「マイクロ回線問題」(各地を繋ぐ中継回線は誰が作るかが議論され、電電公社が一元的に行うこととなる)と「業務協定問題」(ネットワーク競争)があげられる。

次に、番組内容の沿革について考える。当初は中継ものが中心だったが、1956年辺りを境に、スタジオの構築、スタッフの拡充、放送機器の改良、演出手法の進歩など番組制作体制が整備されるにつれて、ドラマ等のスタジオ番組、劇映画、外国テレビ映画が中心となり、テレビは「通りすがり」から「家族でじっくり見て楽しむもの」へと変化した。しかし、劇映画、特に邦画業界は1956年7月に、日活を除く邦画5社がテレビへの作品提供拒否を申し合わせ、一時テレビから姿を消した。外国テレビ映画はその穴を埋めたが、番組制作体制が確立した1950年代半ば頃から姿

を消した。1958年にVTRが登場し制作上の制約が緩和され、斬新な演出方法が開発されたためである。

1956年頃テレビが人間の思考力や想像力を低 下させるとの警鐘がならされ「一億総白痴化」22) が叫ばれた。マスコミ倫理問題が語られ、教育・ 教養番組を増やせという声23)が上がり、学校教 育はNHK. 産業・職業・家庭教育は民放とし、 民放教育局としての日本教育テレビが設立され た²⁴⁾。また、1957年に設立された日本電波塔株 式会社は1958年に東京タワーを完成させた。 1959年からフジテレビと日本教育テレビが共用 を開始し、その後 NHK や自局タワー使用の NTV, TBS も共用を開始した。1958年夏から 1959年4月にかけた皇太子ご成婚行事の報道展 開も手伝い, 高度経済成長の波に乗りテレビの普 及が進んだ。また、ネットワーク競争が TBS と NTV の間で激化し、1959 年 TBS は初のネット ワーク協定・5 社連盟(その後の JNN 協定)を 結成し、報道取材、主要番組の共同制作、営業活 動の協力がうたわれた。これが現在の系列の礎で ある。そして、1997年開局の2局を加え、民放

図表 3 電波監理委員会のテレビ免許の方針と措置(1952年)

・方針

- 1. テレビジョン放送事業者は、独占企業であってはならない。
- 2. テレビジョン放送局の選局については,さしむき東京に 2 局ないし 3 局,その他の都市については 1 局または 2 局を適当と認め,日本放送協会の放送局と民間経営の放送局の併存を原則とする
- 3. テレビジョン放送は,差し向き東京において実施するものとし,その成果と中継回線の完成をまって,逐次,地方都市に及ぼすことを適当と考える。

・措置

- 1. 全日本放送,日本テレビジョン協会には予備免許を与えない(理由・財政的基礎,事業遂行の能力に欠けている)。
- 2. 日本テレビジョン放送網には予備免許を与える(理由・工事設計は技術基準に適合している。 財政的基礎は十分である。周波数の割り当ては可能である。その他,根本的基準に合致している)。
- 3. 日本放送協会 (NHK) には予備免許を与える決定を保留する (理由・テレビの実施については 放送法第 37 条により、協会の収支予算、事業計画、資金計画が国会で承認される必要があり、 それ以前に免許を与えるのは適当でない)。
- 4. ラジオ東京には予備免許を与える決定を保留する(理由・将来テレビ放送を実施する資力,実力ともに十分認めるが,創業後日が浅いので,一段と基礎の確立が望ましい)。
- 5. 中部日本放送,日本文化放送協会は検討未了で決定にいたらない。

出所:民放連(1981)

地上波5系列の現在の形がほぼ完成した25)。

3. むすびにかえて

改めて述べるまでもなく、テレビ放送産業は、 我が国の社会・経済に対して極めて大きな影響力 を持っている。その現況と歴史的展開についての 概観から見て取れる通り、同産業が現在置かれて いる状況には、技術革新をはじめとする様々な要 素が関わっている。それらを正しく理解するには、 イノベーションを生み育てる側としての企業の取 り組みや国の政策、あるいはイノベーションを受 け入れる側の社会(マス)への拡散とそれを構成 する個々の視聴者等の受け止め方といった、多面 的な視点が欠かせない。激変の過程にあるテレビ 放送産業の展開は、社会全体のイノベーションの 貴重なケーススタディになるであろう。本稿で整 理したような情報も踏まえた、今後のさらなる研 究の蓄積が待たれる。

註

- 1) 放送局の監督官庁は総務省であり、テレビ受像機メーカーの監督官庁は通商産業省である。
- 2) 放送法では放送は当初「無線通信の送信」と定義されていた。2010年の放送関連 4 法(放送法,有線ラジオ放送法,有線テレビジョン放送法,電気通信役務利用放送法)の統合により,現在の「電気通信の送信」という定義になった。
- 3) BS 放送は一般家庭で視聴されることを目的とした放送であり東経 110 度に打ち上げられた。CS 放送は、当初特定の受信者(主に企業や事業者。事業者とは主にCATV や集合住宅=マンション・アパート等をさす)の利用を想定していた通信衛星を利用し、1989 年の放送法改正により、一般家庭でも視聴することが可能となった放送である。CS 放送は当初通信事業者を対象としていたため、放送衛星に比べて電波の出力が小さく当初はBS 放送より大きなアンテナを必要としていたが、現在は小型アンテナが開発されている。
- 4) NHK 放送文化研究所 (2016) による。一日の行動を, 必需行動,拘束行動,自由行動に分類し調査する。テレ ビの国民全体の行為者率 (1日の中で15分以上見てい る人の率) は85%であり。睡眠,食事,身の回りの用 事(洗面・着替等)に次ぎ高い。
- 5) 絶対的費用格差障壁 7 項目は地上波放送では、①原料の支配(蓄積されたコンテンツ、制作スタッフ、出演者の確保)、②技術の支配(NHK を頂点とした放送技術開発)、③輸送網の支配(同系列全国ネットワーク網の確立)、④学習効果(番組制作や伝送ノウハウ)、⑤資金調

- 達費用(財務状況もよく,相対的に資金調達コストが低い),⑥系列取引(ネットワーク協定に基づく全国ネット番組の広告収入配分等),⑦公的規制や関税などの貿易政策ないしは産業政策(放送法)である。
- 6) 民放連(2001) によれば1925年「旧放送用私設無線電話規則」による逓信大臣の私設許可を受けた社団法人東京放送局,社団法人名古屋放送局,社団法人大阪放送局が解散・合流して1926年に社団法人日本放送協会となった。1950年に改組されるまで,単一の公益法人によるラジオ放送独占状態が続き,逓信省や内閣情報局,戦後は占領軍民間情報教育局(CIE)の強い監督の下,事実上の国家管理放送の体制が取られてきた。なお,NHK は法人税法第4条により公共法人と位置付けられるため納税義務はない。
- 7) 向後(2011) によると,公共放送という表現及び概念は「公共的な放送企業体」にその淵源がある。
- 8) 1964 年開始の高精細テレビ(HDTV: High Definition Television)研究がハイビジョン規格の元となっている。また,1982 年に提唱した総合デジタル放送(ISDB: Integrated Services Digital Broadcasting) もあわさり具現化したものが BS デジタル放送である。
- 9) 小塚(2012) によると、NHK は放送法等により業務 内容等規定されるが所有者がいない。NHK の経営が特 定勢力に支配されないよう意図的に制度が採用された為 である。株主を所有者とする民放と同じ商品市場で競争 する二元体制により NHK の経営者や従業員は視聴者の 利益を軽視できずバランスがとれる。
- 10) NHK 受信料支払義務化は実現していない。受信料は 法律により NHK に徴収権が認められた特殊な負担金で あり国家機関ではなく特殊法人 NHK の維持運営のため と説明される。NHK に対し双務契約とみなし同時履行 の抗弁権(民法第533条)を主張した原告請求は棄却さ れた。NHK は裁判所に受信料督促を申請し異議申立の 場合訴訟を起こしてきたが受信契約義務を定めた放送法 には合理性があるとして原告の控訴は棄却された。小塚 (2012) は NHK のエイジェンシー問題を規律する手段 の1つの消滅であると述べる。
- 11) Petiz and Valletti (2008) は公共放送の意義は民放の広告にあるとし競合相手が有料放送では意義はないとした。春日ら (2014) は公共放送の投資拡大は民放の投資を縮小させ総余剰を下げ、日本での有料放送普及の遅れの一因とする。Amstrong (2005) は総余剰を下げないように公共放送は特定のジャンルを扱い小規模がよいと唱える。春日ら (2014) は公共放送の番組品質が総余剰を改善するが、品質保証と受信料認可をリンクさせる事を提案する。Hargeaves Heap (2005) も公共放送の成果指標の重要性と実例を示した。
- 12) 戦前, ラジオ放送が政府に統制され, 必ずしも事実に 基づかない内容により, 国民を悲惨な戦争へと動員する 役割を担ってしまったという反省に立ち, 放送の自由が 謳われている。
- 13) 朝日新聞は発行部数が順調であったためテレビへの本格的な進出が遅れた。読売新聞は社主である正力自らテレビに進出した。毎日新聞は本業不振からテレビ株式を手放し、現在影響力を持っているのは毎日放送と RKB

- 毎日をはじめとした九州地区である。産経新聞は逆にフジテレビを株主にいただく。
- 14) テレビ放送産業の根幹は無線技術であり、戦時中は特 に軍需産業に転用されるものが多かった。
- 15) 1982 年カメラに VTR を直接取り付けるシステム, 1988 年には VTR 完全一体化カメラが登場し、カメラマンと VTR マンの 2 人からカメラマン 1 人の取材体制が可能となり機動性が向上した。このシステムはベータカム方式により世界に普及し、この方式は編集を簡易にし報道番組における画面構成を豊かにした。詳細は、民放連(1997)参照のこと)。
- 16) ビデオカメラの映像は、フィルムに比べて色再現や解像度もよく、撮り直しの為に新たなテープも不要であり、 経済性も兼ね備えていた。
- 17) 民放連 (2001) によると、CS バーンとスカイポート TV である。ディレク TV はスカイポート TV の移行先 であった。また、従前から行われている CATV への番組 配信も考慮した方式となった。
- 18) デジタルプラットホーム放送事業者としてプラットワン とスカイパーフェク TV が並立するが 2004 年に統合した。
- 19) BS 放送は当初 1984 年地上波放送の難視聴対策を目的 として開始し、その後独自編成の BS アナログ放送へと 移行した。地上波放送のチャンネル数が少ない地域ほど 衛星放送の普及は高い傾向にある。
- 20) 正力のテレビ事業計画の概要は、①都内に中央送信所を建設し放送を始めること、②大阪、名古屋にも同様の計画を行うこと、③1年以内に全国22か所にネットワークを作ること、を柱としていた。
- 21) これが現在のローカル局問題の源となっているといえよう。
- 22) 1956 年、神宮球場早慶戦応援席の珍事が NTV 『何でもやりまショー』の企画であったことが発覚し、一気に番組論争に結びつき、評論家大宅壮一が 1956 年『東京新聞』に「マスコミの白痴化が著しい」と書き、1957年同紙に「国民白痴化運動」と書いた。松本清張も『放送朝日』1957年「かくて将来、日本人一億が総白痴となりかねない」と記した。
- 23) 民放連(1961) によると, 1960年のテレビ影響調査 結果により, テレビはマイナス面よりもプラス面の方が多いとの結論が複数調査から明らかになり, 下火になる。
- 24) ①番組内容として教育 50%以上,教養 30%以上,② 番組編成審議機構の設置,③学校向け放送には広告を入 れない等が設立条件であった。世界でも珍しい民放教育 局であったが,経営不振のため 1973 年に総合局に変更 された。現在のテレビ朝日である。
- 25) 1999 年に独立局である, とちぎテレビを最後に地上 波テレビ局の開局はなくなった。

参考文献

- 植草益・井出秀樹・竹中康治・堀江明子・菅久修一(2002) 『現代産業組織論』NTT 出版.
- NHK 放送技術研究所 (2011) 『NHK 技研 研究年報 2010』 NHK 放送技術研究所.
- NHK 放送文化研究所(2016)『2015 年国民生活時間調査報告書』NHK 放送文化研究所.

- MSK 基礎研究所 (2002)「平成 13 年度「対日直接投資増加の理由と日本経済にもたらす影響に関する調査 (続編)」委託調査報告書」.
- 春日教測(2012)「放送産業における市場と規制」85-109 頁, 日本民間放送連盟・研究所『ネット・モバイル時代の放 送』、学文社
- ----・宍倉学・鳥居昭夫(2014)『ネットワーク・メディア の経済学』慶應義塾大学出版会.
- 向後英紀(2011)「公共放送」向後英紀・古田尚輝編『放送十五講』学文社,157-171ページ.
- 小塚荘一郎(2012)「放送事業におけるガバナンスと市場原理」42-65頁,日本民間放送連盟・研究所『ネット・モバイル時代の放送』、学文社
- 小向太郎(2012)「情報のデジタル化と伝送路・端末の多様化」日本民間放送連盟・研究所編『ネット・モバイル時代の放送』学文社、66-84ページ、
- 清水直樹(2006)「公共放送の在り方-NHK 改革をめぐ る議論-」『調査と情報』第516号,国立国会図書館.
- 郵政省(1998)『地上デジタル放送懇談会 報告書』
- 総務省(2015)『平成27年国勢調査』.
- 電通総研 (2015)『情報メディア白書 2014』ダイヤモンド社. 日本民間放送連盟(1961)『民間放送十年史』日本民間放 送連盟.
- 日本民間放送連盟(1981)『民間放送三十年史』日本民間 放送連盟.
- 日本民間放送連盟(1997)『放送ハンドブック』日本民間 放送連盟.
- 日本民間放送連盟(2001)『民間放送五十年史』日本民間 放送連盟.
- 日本民間放送連盟(2013)『地デジの記録』日本民間放送 連盟.
- 日本民間放送連盟研究所(2010)『放送の将来像と法制度 研究会報告書』日本民間放送連盟.
- Armstrong, M. (2005) "Public Service Broadcasting," Fiscal Studies, 26 (3), pp. 281-299.
- Bain, J. S. (1959) Industrial Organization, New York, John Wiley & Sons. (宮沢健一監訳 (1970)『産業組織論』 丸善).
- De Fraja, G. and F. Delbono (1989) "Alternative Strategies of a Public Enterprises in Oligopoly," Oxford Economic Papers, Vol. 41, pp. 302-312.
- Fenn, P., D. Paton and L.V. Williams (2009) "Productivity growth and funding of public service broadcasting," Public Choice, Vol. 141, pp. 335-349.
- Hargreaves Heap, S. (2005) "Television in a Digital Age: What Role for Public Service Broadcasting?" Economic Policy, 41, January, pp. 111-157.
- Petiz, M. and T. Valletti (2008)" Content and Advertising in the Media: Pay-tv versus Free-to-air," International Journal of Industrial Organization, 26 (4), pp. 949-965.
- Stigler, G. J. (1968) The Theory of Industry, New York, Richard D. Irwin. (神谷傳造·余語将尊訳 (1975) 『産業組織論』東洋経済新報社).